

成蹊大学大学院文学研究科・成城大学大学院文学研究科・ 武蔵大学大学院人文科学研究科の間における単位互換に関する協定書

(趣 旨)

第 1 条 成蹊大学大学院文学研究科、成城大学大学院文学研究科及び武蔵大学大学院人文科学研究科は3大学院間の交流を促進し、大学院研究科の学生の研究上の便に供するため、単位互換に関する協定を締結する。

(授業科目の履修)

第 2 条 この協定に参加する大学院研究科（以下「参加研究科」という。）に所属する学生は、協定先大学院研究科が開設する授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合において、履修することのできる授業科目の範囲及び修得することのできる単位の上限は、当該学生が所属する大学院（以下「所属大学院」という。）の学則その他諸規則の定めるところによる。

(出 願)

第 3 条 この協定に基づき協定先大学院研究科の授業科目を履修しようとする学生は、所属大学院研究科の指導教授及び当該授業科目担当者の承認を得て、所定の願書を希望する協定先大学院に提出しなければならない。

(受 入 れ)

第 4 条 所定の手続きにより協定先大学院学生の履修申込みを受けたときは、当該大学院は特別聴講学生として受入れを許可する。ただし、受入れに当たりやむを得ない事情がある場合には、これを許可しないことがある。

2 前項により特別聴講学生として受入れを許可したときは、特別聴講学生証を発行する。

(成績及び単位修得の認定)

第 5 条 特別聴講学生の成績評価及び単位認定は受入れ先大学院において行う。ただし、成績評価の表示方法は、所属大学院の方式による。

(研究施設の利用)

第 6 条 特別聴講学生は協定先大学院研究科の認める範囲で、図書館、研究室等を利用することができる。

(運 営)

第 7 条 当該年度に開設する授業科目の種類、内容、時間割等の資料については、当該年度の始めに協定先大学院研究科に送付するものとする。

2 この協定に関する具体的な事務手続き等については、参加研究科事務室間で行う。

(有効期間)

第 8 条 この協定は平成16年4月以降、特に期限を定めず、引き続き実施するものとする。

2 協定の改廃を含めて、問題が生じた場合は、協定校間において適宜協議し、解決を図るものとする。

附 則

この協定は平成16年4月1日から効力を発する。